「学校いじめ防止基本方針」

平成30年3月改訂 北海道遠軽高等学校

北海道遠軽高等学校定時制課程「いじめ防止基本方針」

平成30年3月改訂

1 「学校いじめ防止基本方針」策定に係る「基本理念」

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう教育相談の充実を図り、 いじめが「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを生徒が理 解できるようにすること。
- (3) いじめ防止等のための取り組みにかかる達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、改善を図ること。
- (4) いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応をすること。
- (5) 学校、家庭、地域、その他関係者との連携を図り、いじめの問題を克服すること。
- (6) 交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけ、変化 の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むこと。

2 いじめの理解

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より」

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ア 誰もがいじめの被害者にも加害者にも成りえることを踏まえ、事案に応じて柔軟に対応すること
 - 多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の 関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。
 - トラブルが起きたが互いに解決した場合は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応をする。このような場合でも「いじめ」に該当するため、いじめ対策委員会で情報共有して対応する。

イ 生徒の発達段階や、配慮が必要な生徒に対して適切に支援を行うこと

○ 「発達障がいを含む障がいのある生徒」「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等、とくに配慮が必要な生徒について、特性を踏まえた適切な支援を行う。

- ウ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを 判断すること
 - 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

3 いじめの基本認識

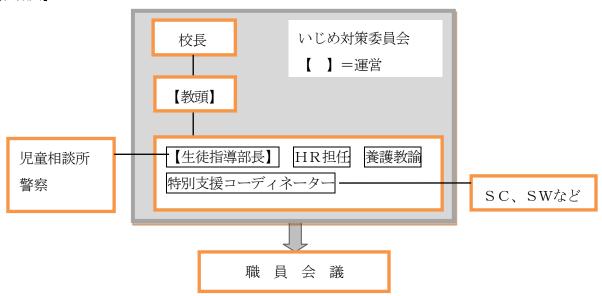
- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものであるという認識に立つこと。
- (2) いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- (3) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。
- (4) いじめは学校の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題であること。

4 いじめ防止のための組織と役割

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

教頭、生徒指導グループを中心に、養護教諭、該当担任、関係教諭等によって構成する。委員会の運営は教頭と生徒指導部長が行う。

【組織図】



- (2) 「いじめ対策委員会」の役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定 いじめ防止対策の検証と改善策の検討。
 - イ いじめの未然防止 いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。

ウ いじめの早期発見・早期対応

正確な事実の把握と問題解決に向けた指導・支援体制を組織。

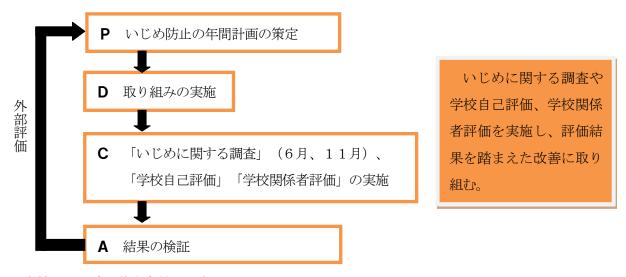
エ 関係機関との連携

事案に応じてスクールカウンセラーなどの外部の専門家、児童相談所などの関係機関と連絡調整。

オ 教職員の資質向上のための研修

年度始めの職員会議において、「学校いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。教育相談やアンケートの結果の集約、分析、対策の検討を行い対応に反映する。

カ いじめ防止のための具体的な取組の計画、実施 (PDCAサイクル)



キ 学校いじめ防止基本方針の見直し

検証結果を元に、随時基本方針を見直す。

5 学校の役割と保護者への協力

(1) 学校の役割

学校は加害生徒に加害行為を認識させる。

(2) 教職員の役割

教職員はいじめを発見した場合等において組織的に対応する。

(3) 保護者への協力

入学式等の保護者説明会や学校通信等において、いじめ未然防止のための協力を依頼する。

6 具体的な取組、対応

- (1) 未然防止
 - ア 日常の生活指導・観察

登下校指導、HR活動・授業における指導・観察、清掃指導、部活動指導等

イ 授業の充実

わかる授業の充実、自己肯定感の向上、授業規律、思考力・判断力の育成、道徳教育・人権教育 の推進、「心と体の成長」を図る保健指導

ウ 行事の充実

行事(学校内、学校外)やボランティア活動等を通して、集団への帰属感、社会性、自己有用感の 育成、いじめの予防および防止の啓発

エ 教育相談の充実

HR担任による教育相談、スクールカウンセラーを通しての教育相談、情報収集

才 生徒理解

子ども理解支援ツール「ほっと」の実施(年2回)、いじめ抑止のためのアンケートの実施(年2回)

カ 情報モラル教育の充実、ネットパトロールの実施

適正なネット利用に関する教室の開催、全日制情報部と連携したネットパトロールの充実

キ 生徒会活動

生徒会を主体としたいじめ防止運動の計画、実施

ク 全校集会・学校通信・学校ホームページによる啓発 生徒・保護者・地域への情報発信によるいじめ防止の周知徹底

(2) 早期発見

ア 日常の生活指導・観察

生徒の学校生活での変化への気づき、情報共有(全教職員、全日制との連携)

イ いじめアンケート・いじめの通報

生徒からの情報提供に対する迅速な対応

ウ 情報共有

担任との面談、教科担任との面談等を通しての情報収集

- エ 教育相談(カウンセリング)
- (ア)スクールカウンセラーによる情報提供
- (4) 教員による個別カウンセリングでの情報収集と相談しやすい環境の整備
- オ 保護者との連携

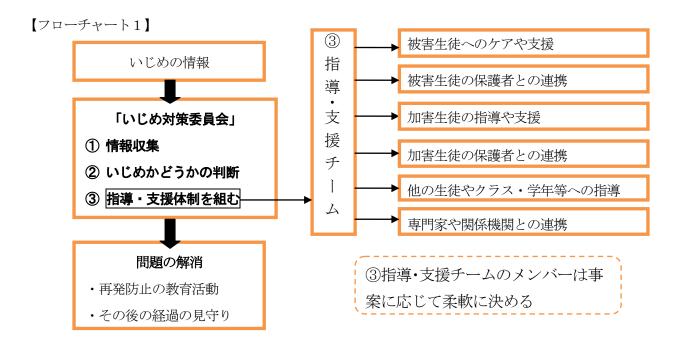
家庭訪問、三者面談を通した情報収集

- カ 校内・校外巡視
- (3) 早期対応 ※【フローチャート1】

ア いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒に対する安全確保

- (ア) 事実確認を行うための配慮(時間、場所など慎重に配慮する)
- (4) 状況に応じ、登下校、清掃時間、放課後等において教職員が関われるように配慮
- イ 事実確認及び情報共有
- (ア) 関係生徒から事実確認
 - ・聞き取り時には複数で対応し、記録を取る。
 - ・面談を行う際は長時間にならないようにし、食事やトイレなどの配慮をする。
 - ・事実確認の間は一人にしない。
 - ・保護者に説明し、引き渡しを行う。
- (イ) 周囲の生徒及び保護者への事実確認

- (ウ) 管理職へ報告。管理職の指示のもとに、「いじめ対策委員会」において情報共有と原案作成 ウ 指導方針原案作成
- (ア) いじめを受けた生徒への支援、保護者への情報提供と支援(被害者を守り通すという姿勢)
- (4) いじめを行った生徒への指導、保護者への助言(教育的配慮のもとで毅然とした姿勢)
- (ウ) 周囲の生徒への指導(いじめを見過ごさない、生み出さない集団作り)
- (エ) 関係機関との連携(教育委員会、警察、福祉機関、医療機関、スクールカウンセラー等) ※【関係機関一覧参照】
- (オ) 事後指導、再発防止指導(継続観察および面談)
- エ 職員会議での情報共有、指導方針決定
- オ 全日制・定時制の連携



【関係機関一覧】

関係機関	連絡先	備考
遠軽町教育委員会	0 1 5 8 - 4 2 - 2 1 9 1	スクールソーシャルワーカー
遠軽町移動教育相談室	0158-42-9500	げんき21内 (火曜のみ)
遠軽警察署	0158-42-0110	生活安全課
北見児童相談所	0 1 5 7 - 2 4 - 3 4 9 8	
パートナーティーチャー	0 1 5 8 - 4 6 - 2 1 7 1	特別支援が必要な生徒への対応
スクールカウンセラー	0 1 5 8 - 4 6 - 2 0 2 0	月1回の派遣、保護者相談も可
北海道立教育研究所	0120-3882-56	生命の危機に関する相談窓口

(4) いじめの「解消」の確認

いじめの「解消」については、次の2つの要件が満たされていること。

- ア いじめに係る行為が止んでいること
- (ア) 被害生徒への心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間続いていること。
- (4) 期間は少なくとも3か月を目安とし、状況によっては長期間の期間を設定すること。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (ア) 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- (4) 被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。
- (ウ) 被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。
- (5) 重大事態への対応

ア 重大事態の定義

- (ア) いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると、認められる場合。
 - (例)・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- (イ) 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると、認められる場合。 ※ 年間30日を目安とし、一定期間連続している場合も含む。

イ 重大事態への対処

- (ア) 重大事態と判断される場合には、北海道教育委員会に報告する。また適宜指導・支援を受け対応 にあたる。
- (4) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切 な専門家を加えるなどして対応する。
- (ウ) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】 ○ 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見 ○ 養護教諭による発見 ○ アンケート調査による発見 ○ スクールカウンセラー等の相談員による発見 ○ 学校以外の関係機関からの情報 ○ 本人からの訴え ○ 生徒(本人を除く)からの情報 ○ 地域住民等からの情報 ○ 生徒(本人)の保護者からの情報 ○ その他 【いじめの報告】(いじめ対策組織会議の開催) ○ 把握者 → (学級担任等) → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長 【事実確認・方針決定】 (いじめ対策組織における協議) 口個別指導の検討 口事実関係の把握 口いじめ認知の判断 口指導方針の確認 口全教職員による共通理解の形成 口役割分担(対応チームの編成) 口関係機関との連携 【いじめへの対処】 (いじめ対策組織による対処) ○ いじめを受けた生徒への支援 ○ いじめを行った生徒への指導 ○ 周囲の生徒への働きかけ ○ いじめを受けた生徒の保護者への支援 ○ 北海道教育委員会への報告 ○ いじめを行った生徒の保護者への助言 ○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣要請 ○ 関係機関への相談(児童相談所,警察等) いじめの解消の判断 いじめを受けた生徒 周囲の生徒 いじめを行った生徒 口周囲の大人に知らせること 口いじめの行為から、徹底し 口他者の人権を侵す行為であ て守り通す。 ることに気付かせ、他者の の大切さに気付かせる。 校 口安全確保のための巡視体制 痛みを理解させる。 □いじめを傍観したり、はや を強化する。 口いじめは絶対に許されない し立てたりする行為は許さ 口3か月を目安としたいじめ 行為であることを自覚させ れないことに気付かせる。 解消に向け、組織的に注視 口自分の問題として捉え、い □不満やストレスを克服する 内 するとともに、継続して自 じめをなくすため、よりよ 尊感情を高める等、心のケ い学級や集団をつくること 力を身に付けさせる等、い アと支援に努める。 じめに向かうことのないよ の大切さを自覚させる。 う支援する。 □いじめに関する事実経過を □事実経過の説明し、家庭に 口当該生徒及び保護者の意向 おける指導を要請する。 説明する。 を確認し、教育的配慮の下、 護 口今後の指導の方針及び具体 口いじめを受けた生徒及び保 個人情報に留意し、必要に 者 的な手立て、対処の取組に 護者への謝罪を促す。 応じて今後の対応等につい ついて説明する。 て協力を求める。 【再発防止に向けた取組】 〇 原因の詳細な分析 〇 教育内容及び指導方法の改 ○ 家庭, 地域との連携強化 □事実の整理、指導方針の再確認 善・充実 口教育方針等の情報提供や 口必要に応じて外部の専門家等 口生徒の居場所づくり、絆づく 教育活動の積極的な公開 による助言 りなど、学年・学級経営の見 ロアンケート、学校関係者 〇 学校体制の改善・充実 評価等に基づく学校評価 直し 口生徒指導体制の点検・改善 □豊かな心を育てる指導の工夫 の実施 口教育相談体制の強化やスクー □PTA活動や地域行事へ 口分かる授業の展開や認め励ま の積極的な参加による生 し伸ばす指導、自己有用感を ルカウンセラーの派遣要請等 □生徒理解研修や事例研究等、実 獲得させる指導など、授業改 徒の豊かな心の醸成 善の取組 践的な校内研修の実施